

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面(18)

平成29年6月27日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典 明

弁護士 上 出 恭 子

弁護士 和 田 香

原告は、平成29年5月11日付け裁判所作成争点整理メモ記載の原告への質問等に対して、意見及び関連して補充の主張を行う。

1 2頁の網掛け部分

対象期間は、「実習開始後」で問題ない。

2 3頁及び6頁の網掛け部分

- (1) 臨床実習中に実習生がレポート作成等のために膨大な時間を費やすことは、甲22、甲38の文献により裏付けることができ（準備書面(10)・7頁）、理学療法士を養成する専門機関において顕著な事実といえる。

この点、Nバイザーが「今回はそのような事態にならないように、こちらからの提案で睡眠時間は少なくとも4～5時間は取ること。月・火・金は夜診があつて遅くなるからレポートとデイリーは途中で構わない。」(乙4・1頁)と述べ、デイリーやレポート作成に時間を要することを前提とした発言をしており、当然、Nバイザーもそのことを認識していた。

(2) そして、実際にも、亡輝民が、平成25年11月5日に実習を開始して同月29日に失踪するまでの実実習日数20日間に、同人が作成した文書は、原告が、近畿リハ学院を通じて被告一裕会から返還を受けた文書だけでも症例レポート45頁、実習日誌54頁、及び症例検討レポートのたたき台及びレジュメ21頁の合計120枚に及び文献のコピー5枚を除いても合計115枚となる(原告準備書面(4)・5頁)。その中にはいろいろ調べた上で検討結果を記載する必要があるものも含まれ、その分量及び内容からして、Nバイザーは、亡輝民が相当な時間を費やしてこれら文書の作成にあたっていたことを認識していたか、少なくとも容易に認識し得た。

この点、甲21は亡輝民が「デイリー11月分」と題するファイルに保存をした実習日誌を作成した際のファイルの更新日時の一覧であるが、以下のように深夜・早朝の更新日時が散見され、亡輝民がこれら文書の作成に長時間を要していたことはかかる客観的な証拠からも裏付けることが出来る。

- ・ 11月7日 午前1時14分
- ・ 11月9日 同5時57分
- ・ 11月12日 同1時09分
- ・ 11月21日 同6時18分
- ・ 11月22日 同0時01分
6時29分
- ・ 11月26日 同2時50分
- ・ 11月27日 同0時23分

・ 1 1 月 2 8 日 同 3 時 3 1 分

(3) Nバイザーが夜が遅いからレポートは必要ないと主張している点

乙 5 ・ 3 頁

1 1 月 1 3 日、夜診の後、イタリアンレストランで食事をした際、「明日のデイリーはもう遅いからもう作らなくていいよ。」と述べており、一日分のデイリーの作成にも一定の時間を要することから、夜遅い時間からの作成は必要無いとNバイザーが述べたものであって、デイリー等の文書作成に時間を要することが裏付けられる。

3 5 頁網掛け部分

(1) 予見可能性の対象は、これまでも主張してきたとおり、「精神障害を発症させ得る過重な負荷を伴う実習」であり、その点について被告らは認識があったが、以下のような被告らの主張や書証からして、被告一裕会において、亡輝民には、抑うつ症状にあると疑わせるに足る特異な症状や行動があり、そのことについてNバイザーらは認識していた。

(2) 乙第 5 号証 4 頁 3 行目

「(※注 15 日に白衣のまま荷物を持って急いで走ってリハビリ室を出て行ったことについて) 私と B 先生の心境として、大野君の置かれた状況と年齢を考えると、あの行動と反応は理解しがたく、驚いたとの事でした。そのとき私の感じたことは、彼は怒られたり追い詰められるとキレやすい性格なのかと、彼の行動に少し理解ができない状態でした。」とあり(下線、原告代理人)、この時の亡輝民の行動と反応に対して、Nバイザーが「少し理解できない状態」、即ち「特異な行動」と受け止めたことが明らかである。

(3) 乙第 5 号証 4 頁 1 5 行目

「患者さんのベッドにのることにとても躊躇していたことを先生から聞きました。その時の心境も先生から初めて聞いた事なので、大野君は色々なことにとて

も気を使いすぎる性格と感じました。」とあり、Nバイザーが亡輝民が色々なことに気を遣いすぎてストレスを溜めやすい性格であると認識していたことが分かる。

(4) 乙5・6頁11行目

「『接骨院に行って謝ってきました。』と大野君が神妙な顔つきで私に伝えて、それ以上は過剰な説教になってしまうと感じて『分かりました。』とだけ答えました。」とあり、「抑うつ症状にあると疑わせる」ほどの特異な症状や行動とまでは言えずとも、Nバイザーがこれ以上の話は「過剰」だと感じるほど「神妙な顔つき」だったのであって、通常でない様子であったことが認められる。

以 上